

令和4年度 電子納品物確認ソフトウェア等保守業務

仕様書

関東農政局土地改良技術事務所

第1条 目的

本業務は、農林水産省が発注する工事、業務等（以下「工事等」という。）の電子成果物の品質が農業農村整備事業の電子納品要領（案）等（以下「要領」という。）に準拠しているか否かを確認するソフトウェアの保守を行うことを目的として実施する。

第2条 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

第3条 業務内容

ソフトウェアを安定的に運用するために必要なアップデート、問合せ等に関する保守作業を行うものとする。なお、アップデートをリリースする前に、対応内容の確認を行ったテスト報告書を監督職員に提出すること。現在、ソフトウェアが準拠している要領等は別紙「準拠する要領等」に示しておりである。

（1）保守作業

- 1）OSのバージョンアップに伴うソフトウェアのアップデート。
- 2）市販アプリケーション（Word、Excel、一太郎、PowerPoint、Auto CAD等）のバージョンアップに伴うソフトウェアのアップデート。
- 3）要領の改訂に伴うソフトウェアのアップデート。
- 4）電話、FAX、電子メール及び専用ホームページによる問合せへの対応並びにユーザ要望への対応。

なお、問合せ対応件数は、30件を想定している。

- 5）利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集を行い、月1回程度監督職員へ報告すること。

第4条 保守対象ソフトウェア

保守の対象は、別紙1「電子納品物確認ソフトウェア等製品仕様書」（以下「製品仕様書」という。）の内容を満たしたソフトウェアとする。

農林水産省において現在利用しているソフトウェア（「電子納品物確認ソフトウェア」、「電子納品発注図書作成支援ツール」及び「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」（http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.htmlに掲載））以外のソフトウェアに置き換えることを妨げない。その場合、現在利用しているソフトウェアと同様の利用を実現するために、受注者の責任において必要な作業を実施するものとし、製品仕様書で示すライセンス数を無償で発注者に譲渡するものとする。

第5条 保守からの除外事項

本契約の保守には、次のものは含まないものとする。

- （1）ソフトウェアの大幅な機能変更及び構成変更等の修正。
- （2）受注者又は受注者が認めた者以外の者によって加えられたソフトウェアの変更に対する保守。
- （3）ソフトウェアの利用者の故意又は過失による誤使用若しくは誤操作等を原因とするソフトウェアの不稼働又は稼働不良に対する保守。
- （4）受注者が発注者の指定する機器の設置場所に出張して行う保守。
- （5）ユーザプログラム作成等、コンサルティングサービスとみなされる問合せに対する保守。

第6条 業務計画書の作成

受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。業務計画書には、契約図書に基づき、表1の事項を記載するものとする。

また、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上、その都度監督職員に変更業務計画書を提出するものとする。なお、監督職員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出するものとする。

なお、業務計画書の記載内容は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2021 年（令和 3 年）9 月 10 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」（以下「標準ガイドライン」という。）「第 3 編 第 9 章 運用及び保守」で定義されている事項を踏まえたものとする。

表 1 業務計画書記載内容

No	記載内容
1	作業概要
2	作業体制に関する事項
3	スケジュールに関する事項
4	成果物に関する事項
5	保守形態、保守環境等
6	その他

第 7 条 打合せ

業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者は監督職員と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、以下に示す打合せは、関東農政局土地改良技術事務所にて行うものとする。

打合せは、表 2 の段階で現場責任者が出席するものとする。

なお、連絡は積極的に電子メールを活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

表 2 打合せ時期及び回数

回 数	時 期
第 1 回	業務着手の段階（実施計画書作成時）
第 2 回	業務報告書とりまとめ時

第 8 条 契約変更

第 3 条に示す保守の内容に大幅な変更が生じた場合は、契約変更について協議する。

第 9 条 成果物

1. 成果物の提出内容

(1) 成果物の装丁及び数量

成果物の装丁及び数量は表 3 のとおりである。製本上極力分冊は避け、分冊を行う場合は内容の配分を考慮して行うものとする。

表 3 成果物の装丁及び数量

成 果 物	装 丁	数 量
保守報告書 1 式 (A4)	市販のファイル綴じ	1 部
保守報告書原稿（電子媒体）	CD-R 又は DVD-R（正副 2 部）	2 部

- (2) 電子成果物提出の際には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。
- (3) 電子媒体で提出するプログラム及びソフトウェアは、複数のウイルス対策ソフトによりチェックを行うものとする。

2. 提出先及び提出時期

成果物の提出先は、次のとおりとし、成果物の提出時期は別途監督職員と協議するものとする。

埼玉県川口市南町2-5-3 関東農政局土地改良技術事務所システム開発課

第10条 貸与資料

貸与資料は次のとおりとし、その他必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。

監督職員の請求があった場合、また、使用しないことが明らかになった貸与資料はその時点で返納し、それ以外は完了検査時に一括返納するものとする。

- (1) 平成30年度電子納品物確認ソフトウェア等保守業務 報告書
- (2) 平成31年度電子納品物確認ソフトウェア等保守業務 報告書
- (3) 令和2年度電子納品物確認ソフトウェア等保守業務 報告書
- (4) 令和3年度電子納品物確認ソフトウェア等保守業務 報告書

第11条 セキュリティの確保

受注者は、別途貸与する「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」（平成27年3月31日農林水産省訓令第4号）及び「農林水産省電子入札システム及び農業農村整備事業総合支援システムにおける管理運営に関する実施手順」（農林水産省農村振興局制定）に定められている事項について遵守することとし、別紙1「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき作業を行うこと。なお、上記規則等が改定された場合は、本業務に関する影響分析を行うこと。

第12条 定めなき事項

この仕様書に定めなき事項、又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 準拠する要領等

1) 土木関係

- (ア) 工事完成図書の電子納品要領(案) 平成31年3月版
- (イ) 設計業務等の電子納品要領(案) 平成31年3月版
- (ウ) 測量成果電子納品要領(案) 平成31年4月版
- (エ) 地質・土質調査成果電子納品要領(案) 平成31年3月版
- (オ) 電子化図面データの作成要領(案) 平成31年3月版
- (カ) 電子化写真データの作成要領(案) 平成31年3月版

なお、(ア)～(カ)の要領は農林水産省のホームページ (http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/doboku.html) に掲載している。

- (キ) 工事完成図書の電子納品要領(案) 平成14年4月版
- (ク) 工事完成図書の電子納品要領(案) 平成15年4月版
- (ケ) 工事完成図書の電子納品要領(案) 平成17年4月版
- (コ) 工事完成図書の電子納品要領(案) 平成23年3月版
- (サ) 設計業務等の電子納品要領(案) 平成14年4月版
- (シ) 設計業務等の電子納品要領(案) 平成15年4月版
- (ス) 設計業務等の電子納品要領(案) 平成17年4月版
- (セ) 設計業務等の電子納品要領(案) 平成23年3月版
- (ソ) 測量成果電子納品要領(案) 平成15年9月版
- (タ) 測量成果電子納品要領(案) 平成17年4月版
- (チ) 測量成果電子納品要領(案) 平成24年3月版
- (ツ) 電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】 平成19年10月版
- (テ) 地質調査資料整理要領(案) 平成13年8月版
- (ト) 地質調査資料整理要領(案) 平成15年4月版
- (ナ) 地質調査資料整理要領(案) 平成16年4月版
- (ニ) 地質・土質調査成果電子納品要領(案) 平成17年4月版
- (ヌ) 地質・土質調査成果電子納品要領(案) 平成24年3月版
- (ネ) 電子化図面データの作成要領(案) 平成14年4月版
- (ノ) 電子化図面データの作成要領(案) 平成14年11月版
- (ハ) 電子化図面データの作成要領(案) 平成15年4月版
- (ヒ) 電子化図面データの作成要領(案) 平成16年4月版
- (フ) 電子化図面データの作成要領(案) 平成17年4月版
- (ヘ) 電子化図面データの作成要領(案) 平成23年3月版
- (ホ) 電子化写真データの作成要領(案) 平成14年4月版
- (マ) 電子化写真データの作成要領(案) 平成14年11月版
- (ミ) 電子化写真データの作成要領(案) 平成15年4月版
- (ム) 電子化写真データの作成要領(案) 平成17年4月版
- (メ) 電子化写真データの作成要領(案) 平成18年4月版
- (モ) 電子化写真データの作成要領(案) 平成23年3月版

なお、(キ)～(モ)の要領は農林水産省のホームページ (http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyu_youryou/doboku.html) に掲載している。

2) 電気通信設備関係

- (ア) 工事完成図書の電子納品要領(案)電気通信設備編 平成31年3月版
- (イ) 設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編 平成31年3月版
- (ウ) 電子化図面データの作成要領(案)電気通信設備編 平成31年3月版

なお、(ア)～(ウ)の要領は農林水産省のホームページ (http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/denki.html) に掲載している。

- (エ) 工事完成図書の電子納品要領(案)電気通信設備編 平成16年4月版
- (オ) 工事完成図書の電子納品要領(案)電気通信設備編 平成17年4月版
- (カ) 設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編 平成16年4月版
- (キ) 設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編 平成17年4月版
- (ク) 設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編 平成25年3月版

- (ケ)電子化図面データの作成要領(案)電気通信設備編 平成16年4月版
- (コ)電子化図面データの作成要領(案)電気通信設備編 平成17年4月版
- (サ)電子化図面データの作成要領(案)電気通信設備編 平成25年3月版

なお、(エ)～(サ)の要領は農林水産省のホームページ (http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyu_youryou/denki.html) に掲載している。

3) 機械設備関係

- (ア)工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編 平成31年3月版
- (イ)設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編 平成31年3月版
- (ウ)電子化図面データの作成要領(案)機械設備工事編 平成31年3月版

なお、(ア)～(ウ)の要領は農林水産省のホームページ (http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/kikai.html) に掲載している。

- (エ)工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編 平成17年4月版
- (オ)工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編 平成19年4月版
- (カ)設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編 平成17年4月版
- (キ)設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編 平成19年4月版
- (ク)設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編 平成26年3月版
- (ケ)電子化図面データの作成要領(案)機械設備工事編 平成17年4月版
- (コ)電子化図面データの作成要領(案)機械設備工事編 平成19年4月版
- (サ)電子化図面データの作成要領(案)機械設備工事編 平成26年3月版

なお、(エ)～(サ)の要領は農林水産省のホームページ (http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyu_youryou/kikai.html) に掲載している。

情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成 27 年農林水産省訓令第 4 号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

II 受託者及び業務実施体制に関する情報の提供

- 1 受託者は、受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（〇〇国籍の者が△名（又は□％）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

- 2 受託者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）

（1）ISO/IEC27001 等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等

（2）プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等

（3）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書

（4）MS 認証信頼性向上イニシアティブに参画し、不祥事への対応や透明性確保に係る取組を実施している実績

III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講じること。また、以下の措置を講じることを証明する資料を提出すること。

- (1) 本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。
 - (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
 - (3) 本業務の各工程において、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)
 - (4) 本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。
 - (5) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
 - (6) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
 - (7) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 25 条第 1 項第 2 号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
 - (8) 本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
 - (9) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。
 - (10) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
- 2 受託者は、私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いないこと。
 - 3 受託者は、成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。
 - 4 受託者は、本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い、本業務上不要

となったとき若しくは本業務の終了までに返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

IV 情報システムの各工程における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。

- (1) 情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。

ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。

(ア) 農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスを監視する機能

(イ) 不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能

(ウ) 農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能

(エ) 端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能

(オ) サーバ装置等の機器の動作を監視する機能

- (2) 開発する情報システムに関連する脆弱(ぜい)弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。

ア 既知の脆弱(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。

イ 開発時に情報システムに脆弱(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。

ウ セキュリティ侵害につながる脆弱(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。

エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。

- 2 受託者は、本業務において情報システムの設計・開発を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

- (1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

ア 主体認証機能

イ アクセス制御機能

ウ 権限管理機能

エ 識別コード・主体認証情報の付与管理

オ ログの取得・管理

- カ 暗号化機能・電子署名機能
- キ 暗号化・電子署名に係る管理
- ク ソフトウェアに関する脆(ぜい)弱性等対策
- ケ 不正プログラム対策
- コ サービス不能攻撃対策
- サ 標的型攻撃対策
- シ アプリケーション・コンテンツのセキュリティ要件の策定
- ス 政府ドメイン名(gojp)の使用
- セ 不正なウェブサイトへの誘導防止
- ソ 農林水産省外のアプリケーション・コンテンツの告知

(2) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

- ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムと分離して実施すること。
- イ 試験項目及び試験方法を定め、これに基づいて試験を実施すること。
- ウ 試験の実施記録を作成し保存すること。

(3) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

- ア ソースコードが不正に変更されることを防止するため、ソースコードの変更管理、アクセス制御及びバックアップの取得について適切に管理すること。
- イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針に従うこと。
- ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するために、情報システムの設計及びソースコードを精査する範囲及び方法を定め実施すること。
- エ オフショア開発を実施する場合、試験データとして実データを使用しないこと。

3 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。

4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。

- (1) 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
- (2) 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
- (3) 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
- (4) 運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
- (5) 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
- (6) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(2019 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の別紙3に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートの提出

- (7) 情報システムの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポート継続中のバージョンでの動作検証及び当該バージョンで正常に動作させるための情報システムの改修等
- 5 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。
- (1) 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
- (2) 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
- (3) 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処方法の確立
- 6 受託者は、本業務において情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。
- (1) 監視するイベントの種類
- (2) 監視体制
- (3) 監視状況の報告手順
- (4) 情報セキュリティインシデントの可能性がある事象を認知した場合の報告手順
- (5) 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)
- 7 受託者は、本業務において運用中の情報システムに脆弱(ぜい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆弱(ぜい)弱性の対策を行うこと。
- 8 受託者は、本業務において本業務の調達範囲外の情報システムを基盤とした情報システムを運用する場合は、運用管理する府省庁等との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となる情報システムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。
- 9 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理すること。
- 10 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。
- (1) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
- (2) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

V クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、クラウドサービスを活用する場合には、以下の措置を講じること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Ⅷの措置を講じること。

- 1 ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、

当該認証の証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)

- 2 クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)

(1) ISO/IEC 27017 又は ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証

(2) セキュリティに係る内部統制の保証報告書(SOC 報告書(Service Organization Control Report))

(3) 情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書(クラウド情報セキュリティ監査制度に基づくCS マークが付されたCS 言明書等)

- 3 クラウドサービスにおいて個人情報又は農林水産省における要機密情報が取り扱われる場合には、当該クラウドサービスのデータセンター(バックアップセンターを含む。)は国内に限ること。

4 クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前(サービス廃止等の1年以上前が望ましい。)に担当部署へ通知すること。

5 クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存された農林水産省のデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

6 クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、担当部署からの要求があった場合は提供すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。

7 インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。

8 クラウドサービスに係る業務の一部がクラウドサービス事業者以外の事業者へ外部委託されている場合は、当該クラウドサービス事業者以外の事業者へⅧの措置を講ずること。

9 クラウドサービスにおける脆(ぜい)弱性対策の実施内容を担当部署が確認できること。

10 クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標(RPO)等の指標を提示すること。

なお、農林水産省の要安定情報を取り扱う場合は、データセンターを地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。

11 クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。

12 クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に抹消できること。

13 本業務において、農林水産省に開示することとしているクラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。

14 農林水産省に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、農林

水産省において、当該情報を審査又は本業務以外の目的で利用しないよう適切に取り扱うため、必要に応じて当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講じること。

VI 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等（以下「機器等」という。）を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講じること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイダンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆（ぜい）弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
 - (1) 調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況（セキュリティ要件に係る試験の実施手順及び結果）
 - (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと（最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等）

VII 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約（クラウドサービスを含む。以下同じ。）に関して訴訟の必要が生じた場合の専属的な合意管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とするこ

と。

Ⅷ 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託（再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者へ委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。）する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2及びⅢの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとする。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

Ⅸ 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅴの1、Ⅴの2、Ⅵの1及びⅥの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあつては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式にあつては提案書等の総合評価のための書類に添付して提出すること。

Ⅹ 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ及びⅧに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

電子納品物確認ソフトウェア等
製品仕様書

関東農政局土地改良技術事務所

1 ソフトウェアの概要

本製品仕様書で定めるソフトウェアの概要は以下のとおりである。

(1) 電子納品物確認ソフトウェア

農林水産省が発注する工事、業務等（以下「工事等」という。）の電子成果物を閲覧し印刷するとともに、その品質が農業農村整備事業の電子納品要領（案）等（以下「要領」という。）に準拠しているか否かを確認する機能を持つソフトウェア。

(2) 電子納品発注図書作成支援ツール

工事等の発注者が要領に準拠した発注図書を作成する作業を支援するソフトウェア。

(3) 電子納品チェックシステム

工事等の電子成果物が要領に準拠しているか否かを確認する機能を持つソフトウェア（公開）。

2 仕様

(1) 電子納品物確認ソフトウェア

I 基本機能

- (ア) 工事等の電子成果物が要領に準拠しているか否かを検査する機能を備えていること。
- (イ) 電子成果物を閲覧、印刷及び検索する機能を備えていること。
- (ウ) 電子成果物を指定した端末等に保存し、共有する機能を備えていること。
- (エ) 要領に準拠しないデータ構造（非構造化データ）の電子成果物に対しても、閲覧が可能であること。
- (オ) 要領に準拠しないデータ構造（非構造化データ）の電子成果物に対しても、複数ファイルから任意のキーワードによる検索が可能な全文テキスト検索機能を有すること。
- (カ) 使用している電子納品物確認ソフトウェアが最新版であるか否かについて、インターネットを通じて確認することができ、異なる場合は最新版へのバージョンアップが可能なこと。
- (キ) 3に示す同時使用ライセンス数を超えた使用を不可能とする機能を有すること。
- (ク) 農林水産省内のネットワークから一定期間切離して使用できること。
- (ケ) 工事等の電子成果物の管理ファイルから図面目録を作成し、表示、印刷、保存が可能であること。

II 検査機能

- (ア) 要領に準拠しているか否かの検査ができること。
- (イ) 対応要領を自動判別できること。
- (ウ) 複数枚の電子成果物媒体に対応できること。
- (エ) 読込先（電子成果物の保存場所）を任意に指定できること。
- (オ) 検査結果の印刷プレビュー及び印刷ができること。

- (カ) 検査結果をファイル出力できること (TXT 形式、RTF 形式)。
- (キ) エラー毎の個数がわかること。
- (ク) 禁則文字のエラーについて、赤色太字等で明示すること。
- (ケ) 検査を中断するエラー件数を指定可能なこと。
- (コ) 報告書ファイル(PDF)の最大許容サイズを規定できること。
- (サ) 検査時の適用要領が画面上及び検査結果ファイルにてわかること。
- (シ) XML についてエラーのあるタグ内容がエラー結果から判別できること。
- (ス) エラー結果に対して正しい記載方法を示すこと。
- (セ) 指定した CAD ファイルに対して以下の項目の検査ができること。
 - ア) ファイル名
 - イ) レイヤ名
 - ウ) 図面サイズ
 - エ) 余白サイズ
 - オ) 線幅比率
 - カ) 線種
 - キ) 線色
 - ク) 線幅
 - ケ) 禁則文字
 - コ) 文字サイズ
 - サ) SXF レベル判定 (レベル 1、レベル 2 バージョン 2)
 - シ) 重複図形
 - ス) ショートベクトル
 - セ) 背景同色
 - ソ) 文字配置
- (ソ) 各電子化図面データの作成要領 (案) に基づく図面フォルダに保存された CAD ファイル及び設計業務報告書の PDF ファイルの検査について、それぞれ一括して検査対象／検査対象外とする設定ができ、次回起動時にその設定が保持されていること。
- (タ) CAD データのエラー個所への朱書き機能を有すること。
- (チ) フォルダ毎にファイルサイズチェックが設定でき、次回起動時にその設定が保持されていること。
- (ツ) INDEX_x. XML の工期範囲と他の管理ファイルの日付との整合性に対するチェックができること。
- (テ) 操作マニュアルを起動できること。

Ⅲ 閲覧・印刷機能

- (ア) ツリー構造表示ができ、フォルダ名、ファイル名の日本語表示ができること。
- (イ) ファイルの一覧表示、詳細表示への切り替えができること。
- (ウ) ツリー構造とビューウィンドウが連動する機能を有すること。
- (エ) CAD データ (P21、SFC、DWG、DXF) 及び画像データの拡大・縮小表示ができること。

と。

- (オ) CAD データ及び画像データは、オリジナルサイズ以外への縮小印刷(A3 又は A4) 機能を有すること。
- (カ) オリジナルソフト無しで市販アプリケーション (Word、Excel、一太郎、PowerPoint) 及び主要なファイル形式 (P21、SFC、DWG、DXF 等) に対応し、表示・印刷ができること。
- (キ) 同時に複数のファイルの表示・閲覧が可能で、各表示画面サイズは、モニタ画面全体など任意に変更できること。
- (ク) ビューワウィンドウでの表示状態から、オリジナルソフトを簡単に起動できるランチャー機能を装備すること。
- (ケ) 写真をサムネイル表示でき、写真表示サイズを自由なサイズに変更できること。
- (コ) 写真及び写真管理項目の同時表示ができ、写真管理項目の写真タイトル・予備項目が表示されること。
- (サ) 写真管理項目の大分類・写真区分等がツリー表示され、これに対応して写真が整理できること。
- (シ) ツリー表示より写真と参考図の関連性が判別できること。
- (ス) 打合せ簿の上位、下位文書がツリー表示され、添付されるデータも関連付けて閲覧できる機能を有すること。

IV 検索機能

- (ア) フォルダ名、ファイル名での検索機能を装備すること。
- (イ) Word、Excel、一太郎及び PowerPoint の各アプリケーションの出力ファイル形式並びに PDF、P21、SFC、DWG 及び DXF のファイル形式は必ず全文テキスト検索ができること。

V 共有機能

- (ア) 複数の電子成果物を同じ端末等に保存及びリスト化し、リストから選択することで電子成果物を閲覧できること。
- (イ) ネットワーク上の共有ドライブに保存した電子成果物を、ネットワークを介して他の端末から閲覧できること。また、ネットワークに接続していない環境においても、電子成果物の閲覧等を可能とする持出し機能を有すること。
- (ウ) 共有先の電子成果物の保存場所 (アドレス) を記載した設定ファイルを出力し、その設定ファイルを各端末で読み込むことにより、各端末に電子成果物の保存場所を設定できること。

(2) 電子納品発注図書作成支援ツール

- (ア) 要領に準じたフォルダ構成、ファイル名、各 XML の作成機能を有すること。
- (イ) INDEX_C.XML 作成機能を有すること。
- (ウ) 既存 INDEX_C.XML 読込・編集機能を有すること。
- (エ) 既存 INDEX_D.XML 変換機能を有すること。

- (オ) DRAWINGS フォルダ作成機能を有すること。
- (カ) DRAWING フォルダ読込・変換機能を有すること。
- (キ) DRAWINGS フォルダ読込・編集機能を有すること。
- (ク) DRAWINGS.XML 作成機能を有すること。
- (ケ) 図面ファイル名生成機能を有すること。
- (コ) 図面ファイル登録・削除機能を有すること。
- (サ) 特別仕様書ファイル登録・削除機能を有すること。
- (シ) ファイル閲覧機能を有すること。
- (ス) 項目記入内容・記入例表示機能を有すること。
- (セ) INDEX_C.XML 内の発注者情報項目の初期値設定機能を有すること。
- (ソ) ヘルプ機能 — 操作マニュアル表示機能 / バージョン表示機能を有すること。
- (タ) 設計業務等成果物から、全部又は一部を利用して発注図書を作成する機能を有すること。また、成果物以外からでも発注図書を作成できること。
- (チ) 使用している電子納品発注図書作成支援ツールが最新版であるか否かについて、インターネットを通じて確認することができ、異なる場合は最新版へのバージョンアップが可能なこと。
- (ツ) 3に示す同時使用ライセンス数を超えた使用を不可能とする機能を有すること。
- (テ) 農林水産省内のネットワークから一定期間切離して使用できること。

(3) 電子納品チェックシステム

- (ア) 検査機能については、電子納品物確認ソフトウェア 2 (1) II と同等の機能を有すること。
- (イ) 本ソフトウェアは、工事等の発注者及び受注者が利用するため、農林水産省ホームページに掲載する。
- (ウ) 使用している電子納品チェックシステムが最新版であるか否かについて、インターネットを通じて確認することができ、異なる場合は最新版へのバージョンアップが可能なこと。

(4) 対応 OS

Windows 8.1、10 にて動作すること。

3 ライセンス導入数

電子成果物が要領に従っていることを確認する必要があると認められる者にソフトウェアを使用させる権利（ライセンス）を譲渡するものとし、その導入数は表のとおりとする。なお、ソースプログラム及び著作権の譲渡は必要ない。

区 分	備 考
電子納品物確認ソフトウェア	・ 同時使用ライセンス数：1067 ・ インストール手順書を含む ・ インストールは、イントラネット上で無制限

電子納品発注図書作成支援ツール	・同時使用ライセンス数：２３５ ・インストール手順書を含む ・インストールは、イントラネット上で無制限
電子納品チェックシステム	・同時使用ライセンス数：無制限 ・農林水産省ホームページ上で公開